

小国町坂本善三美術館町民ギャラリーに関する利用規定

(趣旨)

坂本善三美術館の町民ギャラリーの管理にあたり、小国町坂本善三美術館の設置および管理に関する条例、および小国町坂本善三美術館の設置および管理に関する条例施行規則に基づき、下記の利用規定を定めるものとする。

(対象)

個人・グループ・団体で、販売を目的としたものでない展覧会とする。観覧料は無料のこととする。

(展示内容)

展示内容は、表現活動全般とする。

(貸出施設)

利用できるスペースは、坂本善三美術館町民ギャラリーとする。

面積約 20 m²、 展示可能な壁面の長さ約 14m

(貸出期間)

原則として休館日を含む 2 週間で、1 ヶ月を最長とする。展示作業、撤去作業も開館日の開館時間中に行うものとする。

※ 開館時間 9:00～17:00

※ 休館日 毎週月曜日。12 月から 2 月は月曜日・火曜日。

月曜日が休日にあたる時はその翌日。

その他展示替による臨時休館。年末年始。

(利用可能日)

美術館企画の展示が入っていない開館日とする。

(利用申込)

利用を希望するものは、申請書に必要事項を記入の上、利用希望日の 1 年前から 2 ヶ月前までに申し込みを行わなくてはならない。

(利用許可)

美術館は申請を受理後、内容について審査を行い、日程を調整し、申請者に使用許可書を発行する。

(利用料金)

利用許可を受けたものは利用開始までに下記に定めるとおりの利用料を納入するものとする。

1	町民※または町民が所属している団体	原則として無料	
2	町外の個人・団体	1000 円	1 日あたり

※「町民」とは小国町在住、もしくは勤務地が小国町である方。

※美術館主催の展示の場合は無料とする。

電気機器等を使用する場合の電気代	100 円	1 日あたり
------------------	-------	--------

(利用の取り消し)

利用に際しては、利用規定および利用の手引きに基づき、係員の指示に従わなくてはならない。次の各号に該当するときは施設の利用を許可しないことや、施設の利用許可を取り消す場合がある。

- ①公の秩序を見出し、また風俗を害する恐れがあると認められるとき。
- ②建物、設備、もしくは陳列物を破損する恐れがあると認められるとき。
- ③施設使用の注意事項を守らなかったとき。
- ④その他館長において必要と認めるとき。